



70億円が流出!!

ふるさと納税制度の影響で、今年度、他自治体に流出した区民税の額は、約70億円。
世田谷区の住民サービスに使えるはずだったお金です。

例えば> 小学校改築2校分なら



世田谷区への、ふるさと納税を。

ふるさと納税は、返礼品をもらえるだけの制度ではありません。
まちを良くする仕組みです。

区経営改革・官民連携担当課
☎5432-2190 ☎5432-3047

寄附で応援できる区の実績①

命と健康を守るために!

新型コロナウイルスをともに乗り越える寄附金

昨年「新型コロナウイルスをともに乗り越えよう」の呼びかけに9000万円以上のご寄附をいただきました。コロナ治療の最前線で活動する医療機関などに防護品を届け(1300万円)、PCR検査体制の強化に7700万円以上を使わせていただきました。

今後は、PCR検査に抗原定性検査を加え、また、区独自で設置する酸素療養ステーションや医療機関への支援にも充てていきます。

区経営改革・官民連携担当課 ☎5432-2190 ☎5432-3047



医療的ケアが必要な児童のために

医療的ケア児の笑顔を支える基金

医療的ケア児は、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器の使用、たんの吸引や経管栄養等の医療が日常的に必要な子どもです。

区では、医療的ケア児と家族を支援する取り組みを進めるため、「世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金」を創設しました。

現在進行中の医療的ケア児とそのきょうだいを対象とした取り組みや医療的ケア児世帯の災害支援体制づくりに加え、4年度からは、医療的ケア児等を対象とする事業を新たに始める事業者への支援にも広げていく予定です。

区障害保健福祉課 ☎5432-2242 ☎5432-3021



子どもの見守りと学習支援に

学習支援で子どもの育ちを支えたい(子ども基金)

区内の約1割の子どもが経済的な理由による生活困難を抱えており、小学校低学年の時点で授業が分からなくなっていることも少なくありません。そこで、主に小学1~4年生の自主学習を区内でサポートする団体への助成を通じ、子どもたちの学習習慣の定着に向けた支援を進めています。

地域の大人の見守りの中で、子どもが楽しく学べる。そんな場が増え、すべての子どもが夢や希望を持てるよう、応援して下さい。

区内6か所で展開中!

詳しくはこちらをご覧ください。「子どもの学び場運営スタートアップ事業」▶

区子ども家庭課 ☎5432-2569 ☎5432-3081



子どもたちの想いをカタチにしよう

羽根木プレーパーク みんなのリーダーハウスプロジェクト

日本で初めての冒険遊び場として、区の外遊びの拠点となってきた羽根木プレーパーク。子どもたちがやりたいことを可能な限り自由にできるようにめざした遊び場です。

プレーパークのリーダーハウスは、子どもたちが自然を学ぶ区の施設として生まれ変わります。

子どもの「想い」を聞くワークショップを実施し、「ウッドデッキが欲しい!」との意見があがりました。いただいた寄附金は、このウッドデッキの整備等に活用します。

子どもの夢が詰まったリーダーハウスの実現に、ぜひご協力下さい。

区児童課 ☎5432-2254 ☎5432-3016



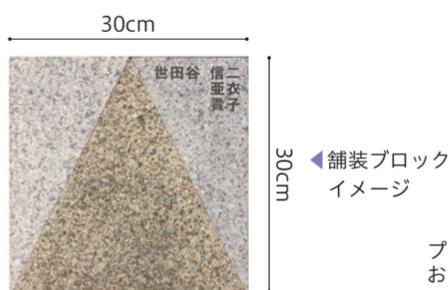
新しい区民会館等の整備に

本庁舎等整備プロジェクト

本庁舎を改築し、世田谷区民会館ホールを保存・改修します。

寄附金は、様々な立場の人が快適で使いやすい施設にするための整備費用として幅広く活用させていただきます。

一定額以上の寄附者名を区民会館広場の舗装ブロックに刻んで掲出します。



プロジェクトの詳細や寄附のお申込みはこちらをご覧ください▶

区庁舎管理担当課 ☎5432-2088 ☎5432-3006



》ご存じですか？ ふるさと納税による減収

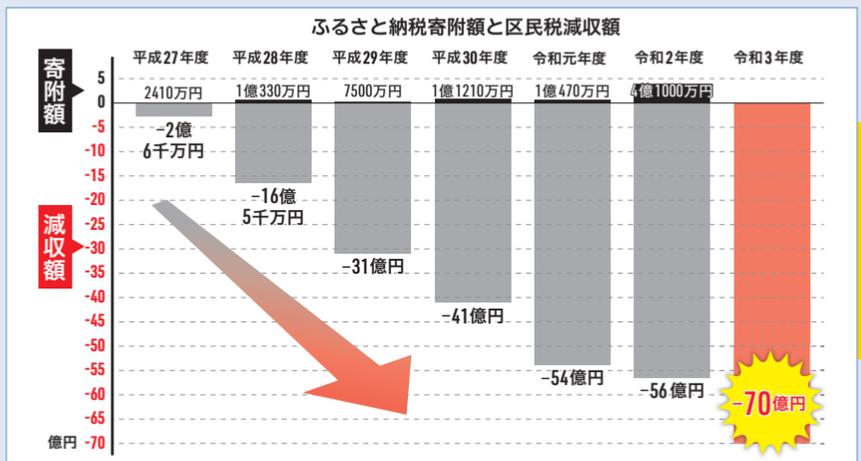
ふるさとを応援するために創設されたふるさと納税制度ですが、実はこの制度により区の財政が大きな影響を受けていることをご存じでしょうか。

右の図は、ふるさと納税による区の減収額（区民の方がふるさと納税をすることで区民税から控除された金額）の推移を表しています。

3年度、ふるさと納税による区民税の減収額は**約70億円**（9月時点）となりました。これは、区民税収入の約5.8%にあたります。

この**70億円**の減収は、皆さんの生活にどのような影響を及ぼすのでしょうか。

▶▶▶減収の仕組みについて、詳しくは3面をご覧ください。



ふるさと納税で減収!? その訳はこちらをご覧ください。

あらためて考える「ふるさと納税」

ふるさと納税というと、自治体から返礼品がもらえる…そんなイメージをお持ちの方も多いと思います。ここではふるさと納税制度の概要についてお伝えします。

①ふるさと納税って最近よく聞くけど、どんな制度なの？

ふるさと納税は、**自治体への寄附**です。
自治体への寄附は、所得税及び住民税の控除※1の対象となり、**2000円を除く額が所得税及び住民税から差し引かれます。**※2



※1 控除とは、「差し引く」ことです。税金を計算する過程で所定の金額を差し引くことを意味します。
※2 控除対象となる金額には各個人の収入や家族構成等に応じて上限があります。

▶▶▶ふるさと納税の仕組みについては3面をご覧ください。



③でも、区民の場合、結局税金を納めるのも世田谷区だから、区へふるさと納税をしても区へ納めるお金は変わらないのかしら。



区へ納める金額はほぼ変わりません。※
区では、子育て支援、みどりの保全、文化・芸術の振興など様々な寄附の使い道を設定しており、**ご自身が応援したい取組みを選んで寄附**することができます。
このことは、**税金の使い道の一部をご自身が決めること**につながります。

※2000円は自己負担となります。



②生まれ故郷じゃないとふるさと納税はできないの？

いいえ。ふるさと納税は生まれ故郷に限らず、**応援したい自治体**にすることができます。もちろん、**お住まいの世田谷区**にもふるさと納税をしていただけます。

区民の方が区へ寄附した場合も、寄附金は税金の控除の対象になります。



区では、「**FURUSATO is SETAGAYA. (ふるセタ)**」の想いを胸に、寄附を通じた“ふるさと世田谷”への応援を募っています。

＼ あたたかなご支援、ありがとうございます ！
皆様からいただいた寄附は、ご指定の使い道に活用させていただきます。 ！

昨年度は、遺贈や法人等からの寄附を含め、

4億1000万6986円

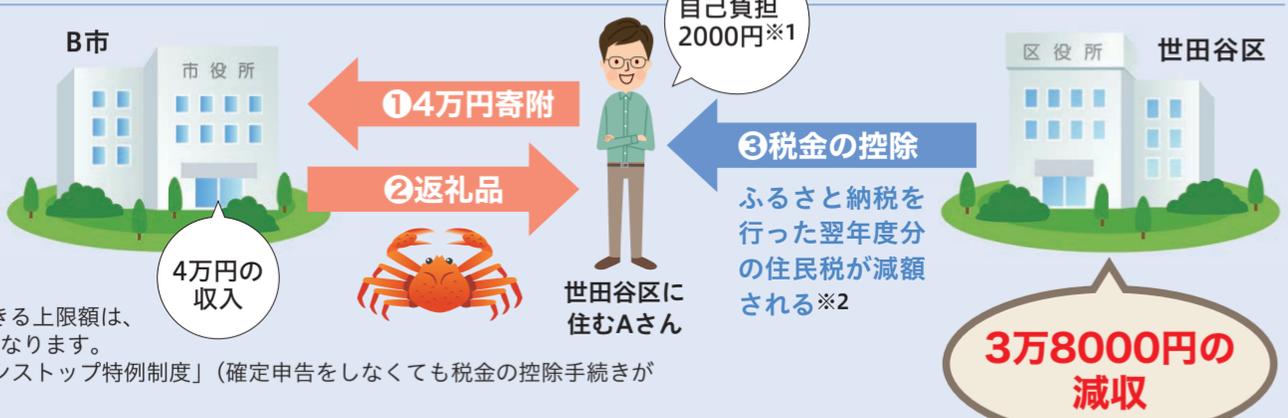
ものご寄附をいただきました。

》》ふるさと納税による減収の仕組み

世田谷区に住むAさんは、

- 1 B市に4万円のふるさと納税(寄附)をしました。
- 2 B市からは寄附のお礼として返礼品が贈られました。
- 3 B市にふるさと納税をした代わりに、Aさんは区に納める住民税が一定額減額されます。

Aさんがふるさと納税をした場合



※1 自己負担2000円でふるさと納税ができる上限額は、収入やその他の控除等の状況により異なります。

※2 確定申告が不要な給与所得者等が「ワンストップ特例制度」(確定申告をしなくても税金の控除手続きができる仕組み)を利用した場合。

ふるさと納税で、実は区民のために使われるはずの税金が減っている!?

ふるさと納税では、区外へ寄附をすると、本来住所地の自治体に納めるはずの税金が区外の自治体に流れる仕組みとなっています。

流出した区民税は、本来世田谷区民の皆さんのために使われるはずだったお金です。

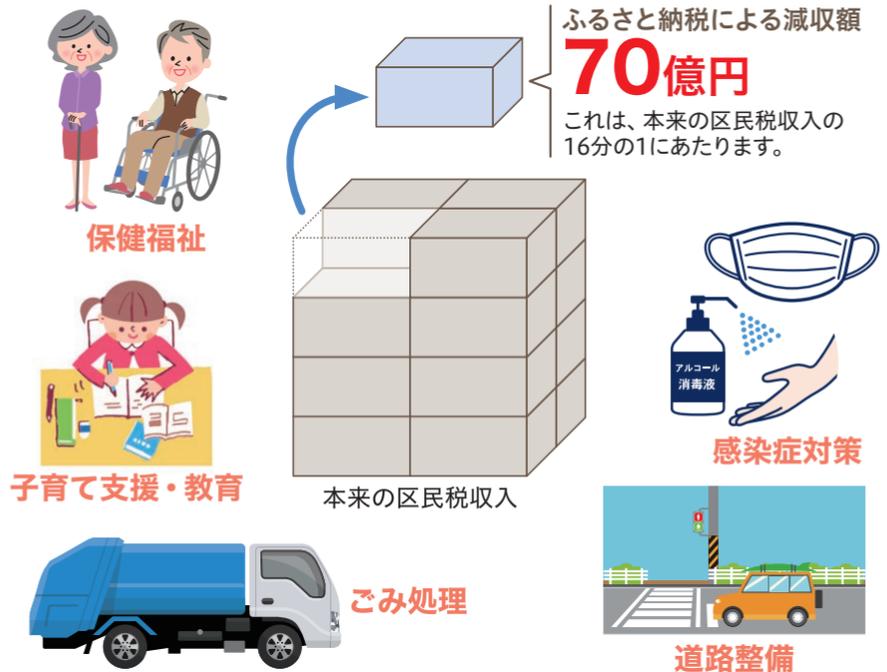
このお金が積み重なった結果、3年度は**約70億円**の減収が見込まれています。

税金は、道路整備、ごみ処理、新型コロナウイルス感染症対策等、区民の皆さんの生活を支えるために欠かせないお金です。

このまま減収が続けば、区民サービスの低下を引き起こしかねません。

区民のために使われる税金が減収

皆さんが納める税金は、生活に欠かせない事業に使われています。



Q ふるさと納税で区民税が地方に流出して言うけれど、ふるさと納税ってそういう制度じゃないの? 都会はお金が余ってるんでしょ?

A 確かに、ふるさと納税は地方で生まれ育ち都会に出てきた人が、生まれ育った自治体へ寄附で恩返しできるように、という趣旨で生まれた制度です。

都会の税金が多いのは事実ですが、多くの人口を抱えている分、それだけ多くの財政需要があります。東京23区では、公共施設の改築費用や高齢化に合わせた施設の整備等、将来的に多くの財源確保が必要です。

(参考:特別区長会「不合理な税制改正等に対する特別区の主張(令和2年度版)」)



Q 返礼品をもっと豪華にして、区へのふるさと納税を増やしたほうがいいのでは?

A 区では、ふるさと納税の本来の趣旨に立ち返り、「返礼品(モノ)」をきっかけとするのではなく「寄附の使い道(コト)」への共感をきっかけとした寄附を募っています。

》》》世田谷区にもふるさと納税ができます。寄附で応援できる区の取組みについては1面や4面をご覧ください。



Q 区は何か対策を打っているの?

A 東京23区として、ふるさと納税制度の次のような問題点を国に訴え、制度の是正を求めています。

- 地方交付税不交付団体にはふるさと納税による減収額の補てんがないこと。(ほとんどの自治体では減収額の75%が国からの地方交付税で補てんされますが、世田谷区にはこの補てんがありません。)

- ワンストップ特例制度を利用すると、本来所得税(国税)から減額されるはずの金額が、住民税(地方税)から控除され、自治体の減収が加速すること。

(参考:特別区長会「不合理な税制改正等に対する特別区の主張(令和2年度版)」)



Q せっかくだから住んでいる世田谷区に寄附したいけれど、どうすればできるの?

A 窓口での寄附のほか、クレジットカード決済等がご利用いただけるインターネットからの申し込みも可能です。

》》》寄附の方法については4面をご覧ください。

寄附で応援できる区の実践②

●スポーツ推進のために

スポーツ推進基金

- 誰もが使いやすいスポーツ施設の整備
- 障害者スポーツをはじめとするスポーツ・レクリエーション活動への支援

問 スポーツ推進課
☎5432-2742 FAX 5432-3080



●福祉や市民活動のために

地域保健福祉等推進基金

- 高齢者、障害者に関わる福祉団体や施設での車いすや福祉車両等の購入助成
- 福祉的環境の整備
- 地域の課題解決等のためNPO等と区が協働して実施する事業への支援

問 保健福祉政策課 ☎5432-2292 FAX 5432-3017
問 市民活動・生涯現役推進課 ☎6304-3174 FAX 6304-3597



●災害対策のために

災害対策基金

区民の生命、財産を守り、生活の再建を迅速に行えるよう、災害に強く回復力を持つまち世田谷をめざし、災害対策に取り組んでいます。いただいた寄附金は災害対策基金に積み立て、災害時の円滑な応急対策や復旧のために活用します。

問 災害対策課 ☎5432-2262 FAX 5432-3014



●区政全般のために 特定の取組みに限定せず、区政運営全般の取組みに活用させていただきます。

問 総務課 ☎5432-2062 FAX 5432-3000

●若者の進学を支えるために

児童養護施設退所者等奨学基金

- 児童養護施設等を巣立つ若者の大学等の学費や教材費等の一部として給付

問 児童相談支援課
☎6304-7740 FAX 6304-7786



●みどりを守り、増やすために

みどりのトラスト基金

- 公園緑地の用地取得及び整備
- 区民と事業者による緑化活動の推進
- 羽根木公園の梅林管理

問 みどり政策課 ☎6432-7902 FAX 6432-7989



●姉妹都市等との交流や地域の国際化の推進のために

国際平和交流基金

- 区民団体が実施する国際交流・協力、多文化共生推進イベント・講演等への助成
- 日本語教室の開催等、在住外国人の生活支援事業への活用
- 姉妹都市等とのマラソン交流事業に参加する区民への助成

問 国際課 ☎6304-3439 FAX 6304-3710



●子どもや子育て支援のために

子ども基金

- 親子で楽しめるイベントやワークショップの開催
- 子育て中の母親がリフレッシュしながら交流ができる講座の開設
- 不登校や発達に不安を抱える等、支援を必要とする子どもの学びや遊びのサポート

問 子ども家庭課 ☎5432-2569 FAX 5432-3081



●学校教育のために

義務教育施設整備基金
世田谷遊びと学びの教育基金

- 区立小・中学校の校舎・体育館・プールの改築等
- 創造性のある人材育成（海外教育交流等）

問 教育総務課 ☎5432-2652 FAX 5432-3028



●文化・芸術の振興のために

文化振興基金

- 区民団体が実施する、まちの賑わいや魅力づくりを目的とした文化・芸術事業への助成
- アーティスト等が活動できる機会の創出

問 文化・芸術振興課 ☎6304-3427 FAX 6304-3710



寄附へのお礼のきもち

区では、区の取組みに寄附して下さった方へ、障害者施設の自主生産品や世田谷みやげ等のお礼の品をお贈りしています。

※ふるさと納税の制度上、自治体は自区域内の住民に返礼品を贈ることはできないため、世田谷区民の方は返礼品をお選びいただけません。ご了承下さい。

このほか、本庁舎等整備プロジェクトへの寄附では銘板への名入れ等、区民の方もお選びいただけるものもございます。



▲障害者施設の自主生産品

文化振興基金へ寄附して下さる方へ

今後、世田谷美術館等と連携し、区の文化資源を体験していただける機会を新たにお礼の品としてご用意する予定です。

- 世田谷美術館・世田谷文学館 企画展へのご招待
- 世田谷美術館 プロムナードコンサートへのご招待
- 世田谷美術館 収蔵品の作品シートセット など

これらの記念品を対象とする寄附の募集時期が決まりましたら、区のおしらせ等でご案内します。(担当=文化・芸術振興課)

寄附の方法

●インターネットでお申込み

区のホームページから、寄附ポータルサイトまたは電子申請へお進み下さい。

ご利用いただける支払方法

寄附ポータルサイト クレジットカード、電子マネー、キャリア決済等

電子申請 区が発行する納付書、銀行振込(手数料がかかる場合があります)



●郵送・ファクシミリでお申込み

「寄附申出書」(区のホームページからダウンロードできます。寄附申出書の郵送は、電話やファクシミリでも承ります。)に必要事項をご記入のうえ、下記までお送り下さい。

申込み・問合せ先 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
経営改革・官民連携担当課 ☎5432-2190 FAX 5432-3047

ご利用いただける支払方法 区が発行する納付書、銀行振込(手数料がかかる場合があります)、現金持参



世田谷区長
のぶと
保坂展人

新型コロナウイルス感染症の脅威に向かい合い、PCR検査やワクチン接種の加速など、区民の生命を守るのは自治体の役割であり、世田谷区の使命です。コロナ禍で影響を受けたコミュニティの再生や企業産業の再生、福祉基盤の充実も急務です。今年ふるさと納税は、世田谷区を応援して下さい。

ふるさと納税は
世田谷区へ

ふるさと納税による世田谷区の減収分は、ついに70億円となりました。学校なら2校分の改築費にあたる金額です。区民税の5・8%相当額が他自治体に流れることで事業を先送りしたり、住民サービスを削る選択に迫られています。

明らかに限度を超えていると、特別区長会を通して、利用額に限度を課す等の制度変更を求めています。区ではふるさと納税制度を「福祉・地域貢献型」の寄附文化の醸成につながる努力をしてきました。

昨年からは今年にかけて「新型コロナウイルス」に9千万円が寄せられたのをはじめ、遺贈寄附も含めて4億円を超えました。5年前から始めた児童養護施設退所者等奨学基金は、ふるさと納税の利用も含めて、5年間で1億9千万円となりました。若者たちへの進学支援は未来の可能性をひらくものです。その他、各分野の基金メニューをご覧下さい。